

# 介護保険適用の住宅改修施工業者の方へのお願いと注意事項

大津市介護保険課 給付係

介護保険適用の住宅改修を行う際、申請時に必要となる書類及びご注意いただきたい事項は下記のとおりですので、ご確認ください。

なお、見積書、領収書、工事写真などに不備があった場合、承認（支払い）できないこと、書類の再提出が必要となることがありますので、ご了承ください。

## ※事前承認申請について

やむを得ない事情がある場合を除き、事前承認申請は必須です。ご注意ください。

### やむを得ない事情

- ①新規申請中であつたが、早急に住環境を整える必要があつた。
- ②予定より早く急遽退院が決まり、早急に住環境を整える必要があつた。
- ③急激なADLの低下により、早急に住環境を整える必要があつた。
- ④家族施工である。

## 必要書類

施工業者の方にご用意いただく書類

- ①見積書 ②建物内全体の平面図 ③工事写真（施工前後） ④領収書 ⑤請求書・代理受領委任状

ケアマネジャーにご用意いただく書類

- I 事前申請書 II 支給申請書 III 所見書 IV 選定理由書  
V やむを得ない事情がある場合の事後申請にかかる理由書

(○…必要)

	I 事前申請書	II 支給申請書	III 所見書 IV 選定理由書	V やむを得ない事情がある場合の事後申請にかかる理由書	①見積書	②平面図	③工事写真	④領収書	⑤請求書・代理受領委任状
事前申請	○	—	○	—	○	○	△	—	—
事前承認後の支給申請	—	○	—	—	—	—	○	○ (1割、2割 又は3割分)	○
事前申請なしの支給申請 (償還払い)	—	○	○	○	○	○	○	○ (10割分)	—

※表中の番号と下記の説明の番号は対応しています。

※③工事写真は、事前申請時に施工前及び支給申請時に施工後、又は支給申請時に施工前後双方の写真が必要。

## 各書類の注意事項

### ① 見積書

○必ず、工事明細を添付してください。

○内訳は、工事内容（明細）を「一式（材工共）」ではなく、原材料費、加工費、取付費など、明細に分けて記入してください。

○取付・施工するものの寸法・広さを明記してください。（手すり…長さ、床材の変更…施工する規模（広さ●●㎡） など）

○内訳は、工事箇所・内容別に明記してください。（トイレ手すり・トイレ扉の変更・玄関段差解消・玄関手すり など）

- 見積書には、社印又は代表者印を押印してください。
- 「県補助の小規模住宅改造経費」を併せて利用する場合、「介護保険」と「県補助の小規模住宅改造経費」とは別制度のため、工事箇所・内容別にそれぞれ適用することになります。そのためにも、内訳は、工事箇所・内容別に明記してください。（適用箇所は大津市で割り振るため、見積書は1本で結構です）
- 見積書明細は、工事箇所別に通し番号を付けてください。

## ② 平面図

- 建物全体の平面図を作成し、改修工事箇所には、見積書に記入した工事箇所と合致する通し番号を記入してください。
- 段差解消の場合、室内敷居の段差といった軽微なもの以外については、当該箇所の断面図を作成してください。
- 工事箇所付近の敷居・段差・浴槽の深さは、数値で表示してください。
- 敷地の境界付近を工事する場合は、敷地の境界線（隣地境界線、道路境界線等）を平面図上に明示してください。

## ③ 工事写真

- 必ず施工前・施工後の写真を撮影してください。
- 写真撮影時は、必ず撮影日がわかるよう、日付が入るカメラで撮影するか、施工日を記入した黒板又は紙と一緒に撮影してください。（手書きは不可です。）
- ポラロイド写真は不可です。
- 工事写真は、見積書、平面図に記入した通し番号と合致する通し番号を写真横に記入し、施工前・施工後の順番で作成してください。
- 写真台帳は、A4サイズとしてください。
- 工事写真は、施工前後とも可能な限り同じ方向から撮影し、工事箇所全体がわかるようにしてください。
- 段差解消の場合、メジャーを当てて撮影するなど、高さに変更になったことがわかるようにしてください。

## ④ 領収書

- 金額について  
端数処理の必要がある場合もあるため、金額については、ケアマネジャーにも確認してください。また、必ず介護保険負担割合（1割、2割又は3割）を確認してください。
- 【介護保険適用分】  
事前承認のある場合…適用額の1割、2割又は3割分の本人への領収書（小数点以下は切上げ）  
事前承認のない場合…適用額の10割分の本人への領収書
- 【県補助の小規模住宅改造経費適用分】  
適用額の1/2分の本人への領収書（小数点以下は切上げ）

※事前承認のある場合、制度適用外の個人負担があるときでも1枚の領収書で結構ですが、空欄に「但書」として、『「介護保険適用自己負担1割（2割又は3割）分●●円含む」「小規模住宅改造経費自己負担1/2分●●円含む』と明記してください。

例：25万円の手すりの取付工事で、20万円が介護保険適用の場合  
 $250,000 - 200,000 = 50,000$ 円 個人負担分…A  
 介護保険負担割合1割の場合  $200,000 \times 1割 = 20,000$ 円…B  
 領収金額 A+B 70,000円 ※上記の但書を記入すること  
 「介護保険適用自己負担1割分20,000円含む」と記入

○その他

必ず社印又は代表者印を押印してください。

※個人事業主の場合は、事業で通常使用している個人の印を押印してください。

※領収書はコピーでも可能ですが、印影が鮮明にわかるようにしてください。

⑤ 請求書・代理受領委任状

○金額について

【介護保険適用分】

適用額の9割、8割又は7割分（小数点以下は切捨て）

【県補助の小規模住宅改造経費適用分】

適用額の1/2（小数点以下は切捨て）

※いずれも金額の訂正はできないため、ケアマネジャーにも確認の上、誤りのないよう記入してください。

○受任者の欄について

必ず代表者印を押印してください。社印のみは不可です。

※個人事業主の場合は、事業で通常使用している個人の印を押印してください。

○振込先について

口座の種別（当座・普通）は、必ずいずれかに○印を付けてください。

フリガナも漏れなく記入してください。

支払い

事前承認のある場合、適用額の9割、8割又は7割（県補助の小規模住宅改造経費は適用額の1/2）を、大津市から直接施工業者の方に支払います。

支払時期は、原則として支給申請書受付日の翌月末日となります。

支払時期になれば、支給決定通知書を施工業者の方へも送付します。

ご不明な点がございましたら、大津市介護保険課給付係又はケアマネジャーにご確認ください。